

青年委員会主催研修会 「連合とは」



8月2日の金曜日に二戸市の「ワークインにのへ」にて研修会「連合とは」を開催いたしました。昨年は当地協の主催として久慈市で開催しましたが、今年度は青年委員会が主催し、研修会参加者の枠も広げて開催しました。

地域の職場では人材不足も影響し、仕事と組合活動とプライベートのバランスの確保も厳しい中で、「連合」について知っていただく機会を作ることは各労働組合において困難であるので、地域協議会で「連合」を学ぶ機会を作って欲しいという意見から開催し、今年度は2年目となります。

今年度は昨年以上に参加者数を増やしていくために、青年委員会の主催とし参加者枠を広げて、現執行部から次世代を担う仲間まで幅広く「連合」を知っていただく研修会にいたしました。

特に次世代を担う仲間のヨコの繋がりを強化して、一体感を持って地域活動に取り組んでいくことを目指して開催しています。

青年委員会副委員長挨拶
東澤 大輔
(東京銀座ファッションユニオン)



講師 連合岩手 事務局長 佐藤伸一様

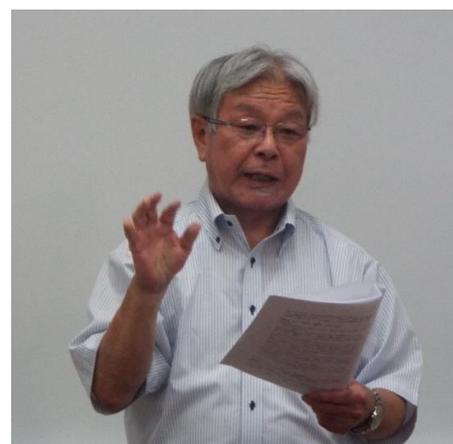
連合の正式名称は「日本労働組合総連合会」といい、約700万人で構成されており、連合岩手は約4万8千人である。労働組合は全労働者の約18%であり、労働組合があるということは恵まれている。企業別組合とはそれぞれの会社の組合であり、産業別組合とは産業ごとに企業別組合が集まった塊りで、自分たちの産業を良くするために活動を行っている。連合とは産業別組合が集まり、賃金や労働条件を上げるための運動の他に、社会全体に関わることに取り組んでいる。政治活動にも力を入れているのは、政策制度要求を実現させるために、労働者の代表を政治の場に送るためである。地域協議会は地域独自の課題に取り組み、連合岩手は岩手県独自の課題について取り組むのが大きな役割である。

講師 連合岩手アドバイザー 道又富雄様

労働相談の対応がアドバイザーの役割です(2件の労働相談内容を報告)。労働組合の役員であれば労働者を守る労働基準法、労働組合を守る労働組合法、労使のトラブルを調整する労働関係調整法の労働三法、中でも労働契約法16条の解雇、労働基準法20条の解雇の予告、同24条の賃金の支払い等については知っておいて欲しい法律である。

他には地域別最低賃金法と特定最低賃金があり、最低賃金違反は労働者一人に対し罰金50万円が課されるほど重要なものである。

皆さんは連合に加盟しているメリットを生かし、視野を広げて色々な職場の方と交流し、色々なことを吸収してほしい。皆さん、労働組合の役員は職場の相談員であることを忘れないでほしい。



参加者20名の中ではしっかりとメモを取っている方が多く、労働組合のある職場で良かったとか、県内の労働相談の実情を聞いて、労働組合の必要性を感じとっていただけの研修会となりました。懇親会でも違う職場の仲間との新しい繋がりがあり、充実した時間を過ごしました。今後は新入組合員や新任役員などを中心とした研修会の開催も行えるように取り組みを進めていきます。